

処 分 基 準

平成27年5月15日作成

法 令 名：地方自治法
根 拠 条 項：第238条の4第9項
処 分 の 概 要：行政財産の使用許可の取消し
原権者（委任先）：島根県警察本部長、警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 次の場合においては、行政財産の使用許可を取り消すことがある。 (1) 当該行政財産を、島根県が公用又は公共用に使用する必要が生じた場合 (2) 使用者が法令に違反する行為をした場合 (3) 使用者が使用許可の条件に違反する行為をした場合 (4) 使用者が使用料を納付しない場合
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部警務部会計課管財第一係
備 考：